

緊急要請

国民健康保険への1,700億円の財政支援の実施について

国民健康保険は、他の医療保険制度と比較して被保険者に占める高齢者や低所得者の割合が非常に高く、各保険者は財政健全化に懸命に取り組んでいるものの、一般会計からの多額の繰入に頼らざるを得ず、その財政基盤は極めて脆弱である。また、高齢化の進展や医療技術の高度化等により、医療費は年々増加しており、被保険者及び保険者の負担はさらに重くなることが想定される。

このような中、将来にわたり国民皆保険を堅持していくため、平成27年5月の国民健康保険法の改正等により、平成30年度から国民健康保険の都道府県単位化を行うとともに、平成29年度から国民健康保険への財政支援を3,400億円拡充（このうち1,700億円は平成27年度に措置済み）し、国民健康保険制度の安定化を図ることとされている。残された1,700億円の財源については、「医療保険制度改革骨子」（平成27年1月 社会保障制度改革推進本部決定）において、政府として、後期高齢者支援金の全面総報酬割の実施に伴い生じる国費を優先的に活用し、平成29年度に確保することが決定済みである。

報道によれば、消費税率10%への引上げを延期する影響により、平成29年度の国民健康保険への財政支援の更なる拡充（残された1,700億円）のうち、数百億円を減額する方向で調整に入ったということであるが、残された1,700億円は消費税率10%への引上げとは直接関係ないものである。平成29年度からの国民健康保険への財政支援の3,400億円拡充は、今回の国民健康保険改革の大前提として、国と地方の約束事項であり、必ず実施する必要がある。

については、国民健康保険への財政支援1,700億円の更なる拡充を、平成29年度に必ず実施することを緊急に要請する。

平成28年11月30日
指定都市市長会